

## 『最高裁、節税目的の養子縁組も有効 養子縁組をする意思があればOK』

相続税の節税を目的とした養子縁組が有効かどうか争われた訴訟の上告審で、**最高裁第三小法廷（木内道祥裁判長）は1月31日、「節税のための養子縁組であっても、直ちに無効とはいえない」との初判断**を示し、注目されている。

この事案は、2013年に死亡した82歳の男性が、亡くなる前年に長男の息子である孫と養子縁組をしたことが発端となったもの。その結果、長男と娘2人だった男性の法定相続人は、孫との養子縁組が有効であれば4人となる。男性の死後、娘2人は「養子縁組は無効」として提訴した。一審の東京家裁は有効と認定したが、二審の東京高裁が養子縁組を無効と判断したことから、孫側が上告していた。



最高裁の第三小法廷は、「相続税の節税の動機と縁組をする意思とは併存し得る」とした上で、「節税のために養子縁組をする場合であっても、直ちに『当事者間に縁組をする意思がないとき』に当たるとすることはできない」と指摘。本件の養子縁組について、縁組をする意思がないことをうかがわせる事情はなく、「男性に縁組をする意思がないとはいえない」として、孫との養子縁組は有効と判示した。

相続人が多いほど控除額が増えて相続税額が減少するため、富裕層を中心に節税目的で養子縁組をするケースが少なくない。養子は、実子がいても1人、実子がいなければ2人まで、相続人に含まれる。今回の最高裁判決を受けて、今後さらに節税目的の養子縁組が広がる可能性がある。



## 『H29年度協会けんぽ保険料率 都道府県ごとに料率に開き』

第82回全国健康保険協会運営委員会が開催された。同委員会では平成29年度における都道府県支部単位の保険料率や全国一律の介護保険料率の変更等が議論され、変更案が取りまとめられた。

**全国一律の介護保険料率については、現状の1.58%（労使折半）から1.65%に引き上げられることになる。一方、保険料率については、当初の予定通り全国平均は10%で維持されることとなったが、都道府県単位で見ると事情が異なってくる。**

協会けんぽでは都道府県ごとに支部を設定、支部ごとに必要な医療費等が異なるため、それぞれで保険料率を設定している。激変緩和措置が取られているものの医療費等の伸び等により保険料率は異なる。

今回の変更では、保険料率が引上げとなるのは24支部、引下げが20支部、変更なしが3支部となる。たとえば、東京都では現状9.96%の保険料率が9.91%に引き下げられるが、大阪府では10.07%が10.13%に引き上げられることになる。現状、保険料率が最も低いのは新潟県の9.79%だが、変更により9.69%となる。反対に最も高いのは10.33%の佐賀県だが、こちらは10.47%になる。両県の保険料率の差は0.54%から0.78%に拡大する。